

令和6年度

行政監査結果報告書

市が関与する任意団体の事務管理について

松山市監査委員

様

松山市監査委員	大	宿	有	三
同		森	岡	研 二
同		白	石	勇 二
同		山	本	智 紀

行政監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	
I	監査のテーマ	1
II	監査の目的	1
III	監査の対象	1
IV	監査の期間	2
V	監査の着眼点	2
VI	監査の実施内容	2
VII	監査の結果	2
第2	事前調査の結果	
1	団体の概要等	3
2	団体の会計事務等の状況	6
3	団体業務に対する市職員の関与の状況	13
第3	監査の結果	
1	市費の支出について	15
2	市職員の関与・指導について	16
3	団体の運営について	18
	指摘・要望事項	20
	むすび	23
	監査を実施した任意団体の概要	24

凡 例

- ・ 文及び図表中の比率等の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入したもので、合計と内訳の計、差引等が一致しない場合がある。
- ・ 事前調査は予備調査のため、監査実施結果と一致しない場合がある。

行政監査結果報告

第1 監査の概要

I 監査のテーマ

市が関与する任意団体の事務管理について

II 監査の目的

本市では、任意団体と連携を図りながら様々な行政課題や市民ニーズ等に対応するための施策を効果的に推進している。

これらの団体では、事務局を市に置くとともに市職員が事務局職員を兼ねているものや市が補助金等の財政援助を行っているもの等がある。市とは異なる組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、独自の運営が行われているが、厳正かつ適切な事務運営を執り行わなければならない。

そこで、市が関与する任意団体の適正な事務執行を促進し、事件事故の未然防止という観点から、市の支出、市職員の関与・指導及び団体事務の運営などについて検証するものである。

III 監査の対象

監査対象とする任意団体の定義を、市費（負担金・補助金・委託料）を支出している団体のうち、市に事務局を置き、市職員が事務局職員を兼ねて会計事務の執行等に関与している団体とし、事前調査を実施した。その調査結果を踏まえ、市費の支出割合、市職員の関与状況、団体の決算状況、会計事務の執行等に関して確認すべき必要性が高いと認められるほか、所管部局のバランス等を考慮の上、14団体を選定した。

※下記の任意団体については「監査対象団体」と表記する。

監査対象団体一覧

担当部署	団体名
総務部 東京事務所	松山愛郷会
総合政策部 水資源対策課	雨水楽舎
防災危機管理部 市民防災安全課	松山市防災教育推進協議会
坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課	松山市文化創造支援協議会
市民部 中島支所 /坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課	まつやま里島ツーリズム連絡協議会
都市整備部 道路河川整備課	重信川・石手川治水同盟会
開発建築部 市街地整備課	松山市公園管理協力連絡協議会
産業経済部 観光・国際交流課	観光交流事業本家野球拳大会実行委員会
農林水産部 中央市場課	松山市中央市場運営協議会
教育委員会事務局 文化財課	全国史跡整備市町村協議会愛媛県支部
消防局 地域消防推進課	松山市女性防火クラブ連合会
公営企業局上下水道部 浄水管理センター	石手川ダム水質保全協議会
議会事務局 総務課	愛媛県市議会議長会
選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会事務局	愛媛県都市明るい選挙推進協議会連合会

IV 監査の期間

令和6年11月20日から令和7年3月10日まで

V 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 市費の支出について
 - ・市の補助金交付事務等は適正に執行されているか。
 - ・「補助金等ガイドライン」に基づき、適正に検証等行われているか。
 - ・繰越金や内部留保金などの余剰金が発生している場合の財政援助の必要性を検証しているか。
- (2) 市職員の関与・指導について
 - ・市職員が団体の事務に従事する根拠は明確にされているか。
 - ・市職員が団体の役員等へ就任する場合の手続きが適正に行われているか。
 - ・「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」等に基づき、適正に管理・調査等が行われているか。
- (3) 団体の運営について
 - ・諸規程（設置規程、会計規程等）は整備されているか。
 - ・総会の運営等は適正に行われているか。
 - ・事務処理及び会計処理の手続きは適正に行われているか。
 - ・現金等の管理は適正に行われているか。
 - ・備品の管理は適正に行われているか。

VI 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、監査対象団体を所管する課等に調査資料の提出を求め、関係書類の調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取等を実施し監査した。また、すべての所管課等に赴き現地調査を実施した。

VII 監査の結果

I からVIまで記載したとおり監査した限り、監査の対象となった団体に係る事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることについて、次に記載する指摘・要望事項を除き、適正と認められた。

第2 事前調査の結果

監査を実施するにあたり、令和5年度に市費（負担金・補助金・委託料）を支出した任意団体のうち、市に事務局を置き、市職員が事務局職員を兼ねて会計事務の執行等に関与している任意団体（第2において以下、「団体」という。）について、令和6年10月に5年度を対象として事前調査を実施した。各部局から報告された概要等は次のとおりである。

1 団体の概要等

(1) 部局別の団体数と設立後の経過年数

(単位：部局等・団体・%)

部局等	所管課等数	団体数	団体設立後の経過年数						
			5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上40年未満	40年以上50年未満	50年以上
総務部	1	1	0	0	0	0	1	0	0
理財部	0	—	—	—	—	—	—	—	—
総合政策部	1	1	0	0	1	0	0	0	0
防災危機管理部	1	3	0	1	1	0	0	0	1
坂の上の雲まちづくり部	3	8	2	2	2	1	0	1	0
市民部	2	3	0	0	1	0	1	0	1
福祉推進部	0	—	—	—	—	—	—	—	—
健康医療部	0	—	—	—	—	—	—	—	—
こども家庭部	0	—	—	—	—	—	—	—	—
環境部	0	—	—	—	—	—	—	—	—
都市整備部	3	5	1	0	1	1	0	0	2
開発建築部	1	1	0	0	0	0	0	0	1
産業経済部	4	6	1	1	4	0	0	0	0
農林水産部	3	9	0	0	4	1	0	2	2
教育委員会事務局	5	8	0	0	0	2	1	1	4
消防局	3	4	0	0	0	1	0	1	2
公営企業局上下水道部	2	2	0	0	1	0	0	0	1
議会事務局	1	1	0	0	0	0	0	0	1
選挙管理委員会事務局	1	1	0	0	0	0	0	0	1
公平委員会事務局	0	—	—	—	—	—	—	—	—
監査委員事務局	0	—	—	—	—	—	—	—	—
農業委員会事務局	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計	31	53	4	4	15	6	3	5	16
割合	—	—	7.5	7.5	28.3	11.3	5.7	9.4	30.2

団体を所管するのは、全22部局のうち14部局で、所管課等数は31課等、団体数は53団体であった。所管部局別の団体数について、最も多かったのは農林水産部の9団体で、次いで、坂の上の雲まちづくり部及び教育委員会事務局の各8団体であった。設立後の経過年数については、50年以上が16団体(30.2%)と最も多く、次に10年以上20年未満が15団体(28.3%)であった。

(2) 団体の設立目的

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割 合
地域・市民との連携等事業のため	12	22.6
他の自治体との連携等事業のため	8	15.1
他の関係団体との連携等事業のため	5	9.4
イベント事業のため	5	9.4
調査・研究・研修事業の実施のため	4	7.5
普及・啓発・促進事業の実施のため	14	26.4
その他（市の発展、教育行政の公正円滑な運営等）	5	9.4
計	53	100.0

団体が設立されている目的は「普及・啓発・促進事業の実施のため」が 14 団体（26.4%）と最も多く、次いで「地域・市民との連携等事業のため」が 12 団体（22.6%）であった。

(3) 団体の構成

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割 合
市職員、市職員以外の両方	38	71.7
市職員以外	8	15.1
市職員のみ	3	5.7
その他（愛媛県内の市町長等）	4	7.5
計	53	100.0

団体の構成は「市職員、市職員以外の両方」が最も多く 38 団体（71.7%）であった。

(4) 規程の整備状況

(単位：団体・%)

部局等	団体 総数 a	規約・会則のある団体数				事務処理規程		会計処理規程	
		b	割合 b/a	事務局 規定※ c	割合 c/b	団体数 e	割 合 e/a	団体数 f	割 合 f/a
総務部	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
総合政策部	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
防災危機管理部	3	3	100.0	3	100.0	0	0.0	0	0.0
坂の上の雲まちづくり部	8	8	100.0	8	100.0	0	0.0	0	0.0
市民部	3	3	100.0	3	100.0	0	0.0	0	0.0
都市整備部	5	5	100.0	5	100.0	1	20.0	1	20.0
開発建築部	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0

産業経済部	6	6	100.0	6	100.0	3	50.0	3	50.0
農林水産部	9	9	100.0	9	100.0	4	44.4	3	33.3
教育委員会事務局	8	8	100.0	8	100.0	0	0.0	0	0.0
消防局	4	4	100.0	4	100.0	2	50.0	1	25.0
公営企業局上下水道部	2	2	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0
議会事務局	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
選挙管理委員会事務局	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
計	53	53	100.0	53	100.0	11	20.8	9	17.0

注) 事務局規定とは、事務局を市に設置することが規約等に規定されている場合を指す。

団体の「規約・会則」はすべての団体で整備されていたが、「事務処理規程」を整備している団体は 11 団体 (20.8%)、「会計処理規程」を整備している団体は 9 団体 (17.0%) であった。

(5) 団体の決算状況

(単位：団体・%)

区 分		50 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上	計
収入額	団体数	4	3	25	21	53
	割合	7.5	5.7	47.2	39.6	100.0
支出額	団体数	9	4	23	17	53
	割合	17.0	7.5	43.4	32.1	100.0

決算状況は、収入額・支出額いずれも「100 万円以上 500 万円未満」の団体が最も多く、収入額は 25 団体 (47.2%)、支出額は 23 団体 (43.4%) であった。

(6) 団体の収入に占める市の公金等の割合

(単位：団体・%)

区 分	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 100%未満	100%	計
団体数	13	11	25	4	53
割合	24.5	20.8	47.2	7.5	100.0

団体の収入に占める市の公金等の割合は、「50%以上 100%未満」の団体が 25 団体 (47.2%) と最も多かった。一方で、「100%」の団体が 4 団体 (7.5%) があった。

(7) 翌年度への繰越額

(単位：団体・%)

区 分	0 円	10 万円未満	10 万円以上 50 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 250 万円未満	250 万円以上	計
団体数	9	9	10	5	14	6	53
割 合	17.0	17.0	18.9	9.4	26.4	11.3	100.0

翌年度への繰越額は、「100 万円以上 250 万円未満」の団体が 14 団体 (26.4%) と最も多かった。また、「250 万円以上」の団体が 6 団体 (11.3%) あった。

(8) 繰越率

(単位：団体・%)

区 分	繰越なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上	計
団体数	9	16	5	5	3	3	12	53
割 合	17.0	30.2	9.4	9.4	5.7	5.7	22.6	100.0

注) 繰越率 = 翌年度への繰越額 / (前年度からの繰越額 + 当年度収入額) × 100

決算の総収入額に対する翌年度への繰越額の割合を示した繰越率が、「10%未満」の団体が 16 団体 (30.2%) と最も多かった。次に、「50%以上」が 12 団体 (22.6%) あった。

2 団体の会計事務等の状況

(1) 印鑑・通帳の管理

ア 印鑑と通帳の保管場所 (単位：団体・%)

区 分	同一の 場所で保管	別々に保管	計
団体数	0	53	53
割 合	0	100.0	100.0

イ 印鑑の管理者 (単位：団体・%)

区 分	課長級以上	主幹・執行 リーダー	担当職員	計
団体数	51	2	0	53
割 合	96.2	3.8	0.0	100.0

ウ 印鑑の保管場所

(単位：団体・%)

区 分	業務中			割合	業務後			割合
	団体	施錠有	施錠無		団体	施錠有	施錠無	
机の引き出しに保管	26	26	0	49.1	25	25	0	47.2
課内金庫・キャビネットに保管	8	8	0	15.1	9	9	0	17.0
手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管	8	8	0	15.1	8	8	0	15.1
手提げ金庫に入れ、課内金庫・キャビネットに保管	11	11	0	20.8	11	11	0	20.8
手提げ金庫に入れ、施設内の大金庫で保管	0	—	—	—	0	—	—	—
計	53	53	0	100.0	53	53	0	100.0

エ 通帳の管理者

(単位：団体・%)

区 分	課長級以上	主幹・執行 リーダー	担当職員	計
団体数	15	35	3	53
割 合	28.3	66.0	5.7	100.0

オ 通帳の保管場所

(単位：団体・%)

区 分	業務中			割合	業務後			割合
	団体	施錠有	施錠無		団体	施錠有	施錠無	
机の引き出しに保管	10	10	0	18.9	8	8	0	15.1
課内金庫・キャビネットに保管	21	21	0	39.6	18	18	0	34.0
手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管	0	—	—	—	0	—	—	—
手提げ金庫に入れ、課内金庫・キャビネットに保管	21	21	0	39.6	12	12	0	22.6
手提げ金庫に入れ、施設内の大金庫で保管	1	1	0	1.9	15	15	0	28.3
計	53	53	0	100.0	53	53	0	100.0

市長部局では、「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」により、『印鑑と通帳は、別々に保管し、管理する。印鑑は、所属長が自ら保管し、管理する。通帳は、担当課長若しくは専任課長又は執行リーダーが自ら保管し、管理する。現金、通帳、印鑑等の保管場所は、金庫、キャビネット、机等とし、常に施錠する。』と規定されている。

公営企業局では、「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」により、『印章と通帳は別々に保管し、印章は所属長等が、通帳は主幹又は執行リーダーがそれぞれ自ら保管し管理する。現金、通帳、印章等の保管場所は、金庫、キャビネット類とし、常に施錠する。』と規定されている。

印鑑と通帳はすべての団体が「別々に保管」していた。一方で、印鑑は「主幹・執行リーダー」が管理している団体が 2 団体 (3.8%) あった。また、通帳は「担当が管理」している団体が 3 団体 (5.7%) あった。保管場所はいずれもすべての団体において、業務中業務後を問わず、常に「施錠できる場所に保管」していた。

(2) キャッシュカードの管理

ア キャッシュカードの利用 (単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
利用している	1	1.9
利用していない	52	98.1
計	53	100.0

イ キャッシュカードの管理者 (単位：団体)

区 分	課長	主幹・執行 リーダー	担当職員
団体数	1	0	0

ウ キャッシュカードの保管場所 (単位：団体・%)

区 分	業務中			割合	業務後			割合
	団体	施錠有	施錠無		団体	施錠有	施錠無	
机の引き出しに保管	1	1	0	100.0	1	1	0	100.0

キャッシュカードを利用している団体が1団体（1.9%）あった。キャッシュカードは「課長」が管理し、常に「施錠できる場所に保管」していた。

(3) 現金の管理

ア 現金の扱い (単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
扱っている	17	32.1
扱っていない	36	67.9
計	53	100.0

イ 現金の管理者 (単位：団体・%)

区 分	課長級以上	主幹・執行 リーダー	担当職員	計
団体数	3	8	6	17
割合	17.6	47.1	35.3	100.0

ウ 現金の保管場所

(単位：団体・%)

区 分	業務中			割合	業務後			割合
	団体	施錠有	施錠無		団体	施錠有	施錠無	
機の引き出しに保管	5	5	0	29.4	5	5	0	29.4
課内金庫・キャビネットに保管	5	5	0	29.4	5	5	0	29.4
手提げ金庫に入れ、機の引き出しに保管	0	—	—	—	0	—	—	—
手提げ金庫に入れ、課内金庫・キャビネットに保管	7	7	0	41.2	5	5	0	29.4
手提げ金庫に入れ、施設内の大金庫で保管	0	—	—	—	2	2	0	11.8
計	17	17	0	100.0	17	17	0	100.0

市長部局では、「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」により、『現金の保管場所は、金庫、キャビネット、机等とし、常に施錠する。』旨が規定されている。

公営企業局では、「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」により、『現金の保管場所は、金庫、キャビネット類とし、常に施錠する。』旨が規定されている。

現金を扱っている団体は 17 団体 (32.1%) あった。そのうち、現金の管理を「担当職員」が行っている団体が 6 団体 (35.3%) あった。保管場所は 17 団体すべての団体において、業務中業務後を問わず、常に「施錠できる場所に保管」していた。

(4) インターネットバンキングの利用

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
利用している	2	3.8
利用していない	51	96.2
計	53	100.0

オンラインで金融取引を行うことができるインターネットバンキングを「利用している」団体が 2 団体 (3.8%) あった。

(5) 金券類 (郵券等) の管理

ア 金券類 (郵券等) の管理・金券等受払簿の整備

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合	金券等受払簿の有無			
			有	割合	無	割合
管理している	20	37.7	19	95.0	1	5.0
管理していない	33	62.3	—	—	—	—
計	53	100.0	19	95.0	1	5.0

イ 金券類（郵券等）の管理者

（単位：団体・％）

区分	課長級以上	主幹・執行 リーダー	担当職員	計
団体数	4	15	1	20
割合	20.0	75.0	5.0	100.0

ウ 金券類（郵券等）の保管場所

（単位：団体・％）

区分	業務中			割合	業務後			割合
	団体	施錠有	施錠無		団体	施錠有	施錠無	
机の引き出しに保管	6	6	0	30.0	6	6	0	30.0
課内金庫・キャビネットに保管	9	9	0	45.0	9	9	0	45.0
手提げ金庫に入れ、机の引き出しに保管	0	—	—	—	0	—	—	—
手提げ金庫に入れ、課内金庫・キャビネットに保管	5	5	0	25.0	3	3	0	15.0
手提げ金庫に入れ、施設内の大金庫で保管	0	—	—	—	2	2	0	10.0
計	20	20	0	100.0	20	20	0	100.0

「郵券等の金券類を管理している」団体は 20 団体（37.7%）あった。そのうち「金券等受払簿を整備している」団体は 19 団体（95.0%）であり、「主幹・執行リーダーが管理している」団体が 15 団体（75.0%）と最も多かった。また、すべての団体において、業務中業務後を問わず、常に「施錠できる場所に保管」していた。

（6）現金出納簿の有無

（単位：団体・％）

区分	団体数	割合
整備している	53	100.0
整備していない	0	0.0
計	53	100.0

すべての団体が現金出納簿について、「整備している」であった。

(7) 会計担当者以外の現金出納簿と通帳の点検実施状況

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
収入支出の都度	15	28.3
月に一度	29	54.7
四半期に一度	52	98.1
半期に一度	1	1.9
一年に一度	7	13.2
実施していない	0	0.0
計	104	

注) 1.53 団体・複数回答

2.複数回答につき、割合の計は 100%を超える。

市長部局では、「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」により、『所属長は、毎月末に、保管管理している現金、預金について決裁書類、証拠書類、現金出納簿、通帳の照合確認を行なう。各部局の副部長は、政策課職員の立会いのもと、四半期毎に公金等管理状況調査を行ない、部局長に報告する。』と規定されている。

公営企業局では、「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」により、『担当副部長は、経営管理課職員の立会いのもと四半期毎に公金等管理状況調査を行い、その結果を上下水道部長に報告する。所属長等は、毎月末に、保管管理している公金等について決裁書類、証拠書類、現金出納簿、通帳等との照合を行う。』と規定されている。

「月に一度」点検を実施しているのは 53 団体のうち 29 団体 (54.7%)、また、「四半期に一度」は 52 団体 (98.1%) であった。

(8) 領収書等の保管

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
すべて保管している	53	100.0
保管していない	0	0.0
計	53	100.0

すべての団体が領収書等について、「すべて保管している」であった。

(9) 収入・支出の決裁について

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
書面で決裁を受けている	53	100.0
書面でなく口頭で決裁を受けている	0	0.0
特に決裁を受けていない	0	0.0
計	53	100.0

すべての団体が収入・支出手続きについて、「書面で決裁を受けている」であった。

(10) 決算書の作成

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
作成している	53	100.0
作成していない	0	0.0
計	53	100.0

すべての団体が決算書について、「作成している」であった。

(11) 市から団体に支出された公金に関する事務について

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
市の補助金等の交付事務と、団体の補助金等の交付申請・実績報告等の事務は、 <u>別の職員が担当している</u>	12	22.6
市の補助金等の交付事務と、団体の補助金等の交付申請・実績報告等の事務は、 <u>同じ職員が担当している</u>	41	77.4
計	53	100.0

市費の公金支出等事務と団体事務局として公金の申請等の手続きを「同じ職員が担当している」団体が41団体(77.4%)あった。

(12) 市職員による立替払いの有無

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合	規定の有無			
			有	割合	無	割合
立替払いがある	2	3.8	0	0.0	2	100.0
立替払いがない	51	96.2	—	—	—	—
計	53	100.0	0	0.0	2	100.0

市職員による「立替払いが行われている」団体は2団体(3.8%)あり、その2団体は諸規程で立替払いに関する規定を設けていなかった。

(13) 監事設置の有無

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合	年1回の監査			
			受けている	割合	受けていない	割合
監事を設置している	53	100.0	53	100.0	0	0.0
監事を設置していない	0	0.0	—	—	—	—
計	53	100.0	53	100.0	0	0.0

すべての団体が「監事を設置」し、「年1回の監査を受けている」であった。

(14) 備品の管理

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合	備品台帳の有無			
			有	割合	無	割合
団体が管理している備品がある	10	18.9	9	90.0	1	10.0
団体が管理している備品がない	43	81.1	—	—	—	—
計	53	100.0	9	90.0	1	10.0

「団体が管理している備品がある」団体は 10 団体（18.9%）で、そのうち備品台帳を整備している団体は、9 団体（90.0%）であった。

3 団体業務に対する市職員の関与の状況

(1) 団体の規約・会則内の事務局の規定

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
事務局の設置が規定されている	53	100.0
事務局の設置が規定されていない	0	0.0
計	53	100.0

すべての団体で、事務局を市に設置することが規約等に「規定している」であった。

(2) 市職員が団体の事務に従事する根拠

(単位：団体・%)

区 分	団体数	割合
職務命令	53	100.0
職務専念義務免除によるもの	0	0.0
その他	0	0.0
計	53	100.0

すべての団体が団体事務に従事する根拠は、「職務命令」であった。

(3) 市職員の役員への就任状況

(単位：団体・人・%)

全 体			うち市職員が役員に就任している団体				
団体数 a	役員数 b	1団体当たり c=b/a	団体数 d	割合 e=d/a	市職員 役員数 f	1 団体当たり	
						平均 g=f/d	割合 h=g/c×100
38	519	13.7	30	78.9	132	4.4	32.1

役員を設置している団体は 38 団体あった。そのうち「市職員が役員に就任している」団体は 30 団体（78.9%）で、「1 団体当たり」平均 4.4 人が役員に就任していた。

(4) 市職員の事務局職員への従事状況

(単位：団体・人・%)

団体数	事務局職員総数	うち市職員数	1団体当たり	
			割合	平均市職員数
53	233	227	97.4	4.3

53 団体の事務局職員総数 233 人のうち「市職員」は 227 人 (97.4%)、「1 団体当たりの平均市職員数」は 4.3 人であった。

(5) 団体事務への年間延べ従事時間

(単位：団体・%)

区分	50 時間未満	50 時間以上 100 時間未満	100 時間以上 200 時間未満	200 時間以上 500 時間未満	500 時間以上 1,000 時間未満	1,000 時間以上	計
団体数	11	12	11	7	6	6	53
割合	20.8	22.6	20.8	13.2	11.3	11.3	100.0

年間延べ従事時間について、最も多かったのは「50 時間以上 100 時間未満」の 12 団体 (22.6%) で、次いで「50 時間未満」及び「100 時間以上 200 時間未満」の各 11 団体 (20.8%) であった。なお、「1,000 時間以上」市職員が従事している団体が 6 団体 (11.3%) あった。

(6) 団体への関与に関する所管課の考え方

(単位：団体・%)

区分	当然、市が担うべきである	市が担うことが望ましい	市が担うことはやむを得ない	団体に委ねるべき	市でも団体でもどちらでもよい	その他	計
団体数	21	21	11	0	0	0	53
割合	39.6	39.6	20.8	0.0	0.0	0.0	100.0

事務局機能を市が担うことの必要性について、「当然、市が担うべきである」、「市が担うことが望ましい」と回答した団体は、合わせて 42 団体 (79.2%) であった。

(7) 団体への関与の見直し

(単位：団体・%)

区分	事務局移管を予定	事務局移管を検討中	事務局移管は可能だが現状維持	事務局移管は困難	事務局移管の予定はなし	その他	計
団体数	0	1	1	5	46	0	53
割合	0.0	1.9	1.9	9.4	86.8	0.0	100.0

「事務局移管の予定はなし」と回答した団体は 46 団体 (86.8%) と最も多く、「事務局移管を予定」している団体はなかった。

第3 監査の結果

事前調査結果を踏まえ、市が関与する任意団体を所管する14部局から各1団体、計14団体を監査対象団体として選定した。

1 市費の支出について

(1) 団体への市費の支出事務

監査対象団体のうち、市が補助金を支出している団体は4団体、負担金を支出している団体は9団体、委託料を支出している団体は1団体であった。

市長部局では、市が関与する任意団体への補助金交付事務について、「松山市補助金等交付規則」に基づき行っている。また、負担金、補助金及び交付金は、「補助金等適正化ガイドライン」により補助金等の適正化のために交付要綱等の整備等順守すべき基準が定められている。さらに、負担金、補助金、交付金及び委託料は、「松山市財務会計規則」により年度を対象とした諸会の負担金等、前金額と精算額が同一の場合を除き、前金払をしたときは、その用件終了後課長は処理し、又はてん末を明らかにして会計管理者に報告しなければならないと定められている。

公営企業局では、独自の補助金の交付に関する規程を設けていないことから、市が関与する任意団体への補助金交付事務について、慣例的に「松山市補助金等交付規則」を準用して行っている。

【指摘事項】

①補助金の交付要綱の整備について

[水資源対策課、まちづくり推進課、地域消防推進課]

市長部局では、「補助金等適正化ガイドライン」により補助金の交付を適正化するため交付要綱等を整備するよう定められているが、市から任意団体へ補助金を交付する事務において、交付要綱等の整備がなされていない状況が3件見受けられた。

補助金等適正化ガイドラインに沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

②前金払の報告について

[中央市場課]

市長部局では、「松山市財務会計規則」により負担金を前金払したときは、その用件終了後課長は処理し、又はてん末を明らかにして会計管理者に報告しなければならないと定められているが、任意団体の運営に係る負担金対象事業が終了したことを確認後に、会計管理者への報告がなされていない状況が1件見受けられた。

松山市財務会計規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

【要望事項】

・審査体制における透明性の確保について

[水資源対策課、市民防災安全課、道路河川整備課、観光・国際交流課、文化財課、地域消防推進課、(議)総務課、選挙管理委員会事務局]

市の補助金等の交付事務は、任意団体の事務を行う担当者とは別の職員が対応することで、適正に審査する必要があるが、市の補助金等の交付事務と任意団体の交付申請事務等を行う担当者が、同一の者である状況が多く見受けられた。

利益相反のおそれや事件事故の危険性等があることから、相互牽制機能を強化し、より透明性の高い審査体制が確保できるよう努められたい。

(2) 繰越金

監査対象団体においては、収入額に対して翌年度への繰越金が多い団体が複数見受けられた。

市長部局では、「補助金等適正化ガイドライン」により繰越金や内部留保金などの余剰金がある団体については、内容を確認の上、負担金の場合は廃止又は縮小すること、補助金の場合は補助の必要性を検証することが定められている。

市長部局では、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた事業が計画どおりに実施できなかったことなどにより、繰越金が多い団体が 5 団体あったものの、いずれもガイドラインに基づき検証を行っていた。これらのうち、翌年度の市費負担金等を廃止した団体が 1 団体、縮小した団体が 1 団体見受けられた。また、団体自らが事業計画等を検討し、今後予定されている費用に充てるよう総会で決定している事例も 1 団体見受けられた。

公営企業局では、繰越金が多い団体が 1 団体見受けられた。独自の補助金の交付に関する規程を設けていないものの、市が関与する任意団体への補助金交付事務について、事業内容を精査した上で繰越金を承認していた。

2 市職員の関与・指導について

(1) 服務関係手続き

市職員が任意団体の事務に従事する場合、職務専念の義務を免除する方法と当該事務に従事させる旨の職務命令を行う方法があるが、監査対象団体においては、すべて職務命令に基づき事務に従事していた。

職務命令に基づき事務に従事する場合は、松山市事務分掌規則又は課の執行グループの担当事務を整理している執行体制表に団体業務を明示するとともに、団体事務に従事する市職員を執行体制表で示していた。

【要望事項】

- ・任意団体の事務に従事する根拠と執行体制について

[東京事務所、水資源対策課、市民防災安全課、文化・ことば課、道路河川整備課、観光・国際交流課、文化財課、地域消防推進課、(企)浄水管理センター、選挙管理委員会事務局]

市が関与する任意団体の事務について、職務命令に基づき従事している場合には、松山市事務分掌規則又は課の執行グループの担当事務を整理している執行体制表で任意団体名を明確に表記しているものがある一方、任意団体に関わる業務やその活動の表記に留まっているものもあった。また、執行体制表に記載されていない市職員が、団体の決裁過程に関わっている事例が多く見受けられた。

職務命令の指揮命令系統が明確となるよう任意団体の事務について、執行体制表の中で具体的に示すとともに、団体の事務に従事する市職員については、執行体制表で明確にするなど改善に努められたい。

(2) 就任承認手続き

市職員が、任意団体の役員等に就任するにあたり、その職員が任意団体に関与することを明確にするために、任意団体からの就任依頼及び市からの就任承諾等は必要な手続きである。

市職員の団体の役員等への就任にあたり、その手続きが書面により行われていないものが見受けられた。副会長等の役員の場合、会長の選任により就任している事例等があったが、これは団体が行った行為であり、市としての意思決定ではない。また、書面による就任依頼等を、事務局が市にあることから、松山市長名を使用し行っている事例があったが、任意団

体は市とは別組織であり、市が就任依頼等を行うものではないと考えられる。

【要望事項】

・任意団体の役員等へ就任する場合の手続きについて

[市民防災安全課、文化・ことば課、道路河川整備課、観光・国際交流課、文化財課、地域消防推進課、(企)浄水管理センター]

市が関与する任意団体の役員等へ市職員が就任する際、団体から市への就任依頼が書面で行われていないものや、団体内部の決定に留まり市として決定していないもののほか、団体からの就任依頼に市長名を誤って用いているものなど、不適切な事務手続きを行っている状況が見受けられた。

市職員の任意団体への関与について、混同しないよう明確にするためには、役員等に就任するにあたり、任意団体からの適正な就任依頼のほか、市として就任承諾等の必要な手続きを行うよう努められたい。

(3) 印鑑、通帳等の管理状況調査

市職員が取扱う任意団体の現金及び預金については、公金同様に適正に管理するため、市長部局では、「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」により、印鑑と通帳を別々に施錠できる場所で保管・管理する体制のほか、決裁書類・現金出納簿・決算書の整備、月末毎の所属長による照合確認、四半期毎の各部局の副部長等によるそれら管理状況の調査・部局長への報告等が定められている。このうち、四半期毎の管理状況調査については、公金等管理状況調査報告書を部局長に報告後、会計事務局へ提出し、さらに監査委員へ提出されている。

公営企業局では、「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」により、印章と通帳を別々に施錠できる場所で保管・管理する体制のほか、月末毎の所属長等による決裁書類・証拠書類・現金出納簿・通帳等の照合や四半期毎の担当副部長等によるそれらの管理状況の調査・上下水道部長への報告等が定められている。

なお、監査対象団体のうちインターネットバンキングやキャッシュカードを利用している団体は各 1 団体あったが、インターネットバンキングで使用する専用の機器及びキャッシュカードは、所属長が施錠できる場所で管理・保管するといった適切な方法がとられていた。

【指摘事項】

・公金等の適正管理の確認について

[東京事務所、市民防災安全課、道路河川整備課、市街地整備課、観光・国際交流課、中央市場課、(企)浄水管理センター、(議)総務課、選挙管理委員会事務局]

「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。

市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。

3 団体の運営について

(1) 規約等規程の整備

今回監査対象としたすべての団体において、団体の設置規程となる個別の規約や会則は制定されていた。1 団体のみ規約だけでなく各種規程を整備し運用していたが、そのほかの団体では、事務処理や会計処理の根拠となる個別の規程がないまま、それぞれ所管する部署の裁量に委ねられ処理を行っていた。

なお、会計処理については、市とは異なり出納機関による審査を経ることなく、限られた人材で対応していることから、本市では、年 1 回の団体による監事監査以外にも定期的に所管所属長や副部長等による確認や調査を行うチェック体制が確立されている。

監査対象団体の各事務処理状況を確認したところ、収入・支出事務や契約事務、履行確認などにおいて、改善が必要と認められる事項が次のとおり見受けられた。

- ・市との委託契約に係る収入及び支出が予算・決算書に計上されていないもの
- ・市へ提出する補助金等交付申請及び実績報告について団体の意思決定がないもの
- ・団体の業務に関し市が意思決定を行っているもの
- ・団体の委託業務について契約書や仕様書の内容を十分認識しておらず、適正に行われていないもの
- ・現金出納簿等の帳票を作成していないもの
- ・所属長決裁を受けている出納簿の数値が適正でないもの
- ・収入について、証拠書類がないもの又は不十分であるもの
- ・団体の事業に係る経費の一部を担当職員が私費（現金・カード）で立替払しているもの
- ・支出命令書に請求書が貼付されていないもの
- ・支出命令書に市の支払証拠書類チェック表を貼付しているもの
- ・支出負担行為日が納品日後になっているもの
- ・請求日前に支払いが行われているもの
- ・見積書又は請求書宛先が誤っているもの
- ・研修視察旅費を開催市事務局職員の個人口座に振り込んでいるもの
- ・研修視察旅費の精算事務を完了しないまま、次の研修視察開催市へ経費の一部を渡しているもの
- ・資金前渡による支払後精算が行われていないもの
- ・一者特命随意契約の理由について、記載がないもの又は不十分なもの
- ・団体印使用時に使用簿や起案文書等による使用許可を取っていないもの
- ・キャッシュカードの暗証番号を定期的に変更していないもの

【要望事項】

- ・適正な事務処理に必要な各種規程の整備等について

[東京事務所、水資源対策課、市民防災安全課、文化・ことば課、中島支所、道路河川整備課、市街地整備課、観光・国際交流課、中央市場課、文化財課、地域消防推進課、(企)浄水管理センター、(議)総務課、選挙管理委員会事務局]

市が関与する任意団体の各事務処理状況を確認したところ、収入・支出事務や契約事務、履行確認などにおいて、改善が必要と認められる事項が見受けられた。

誤った事務処理が積み重なり、大きなミスや不祥事につながる危険性もあることから、団体の会計事務をはじめとする各事務処理については、その適正な事務の執行や透明性を確保するため、決裁権限や代決、文書、団体印の取扱い等を定めた事務処理規程、そして収入・支出の手続き等を定めた会計処理規程について、市に準じた取扱いを定めるなど団体別の規程を整備することを検討されたい。

また、各所管課等はさらにチェックを徹底するとともに、各部局等においても内部統制機能を十分発揮するよう努められたい。

(2) 総会等の運営

総会や役員会の開催状況については、すべての団体が規約や会則に定められた会議を開催していた。また、監事監査についてもすべての団体が実施していた。

【要望事項】

- ・総会等の議事録の作成について

[水資源対策課、文化財課、選挙管理委員会事務局]

市が関与する任意団体の総会や役員会において、議決事項を審議したことを証する議事録等の書類が作成・保管されていない団体があった。総会等は、任意団体の最高意思決定機関であり、必要があれば開示されることが求められるが、予算、決算、事業計画等の団体の運営にとって重要な事項の審議、承認の状況が客観的に分からないなど、透明性に欠ける状況が見受けられた。

団体の意思決定に係る事項について、その過程や透明性を確保するため、必要な情報が記録されるよう努められたい。

(3) 金券類（郵券等）の管理・保管

監査対象団体のうち金券類（郵券等）を管理している団体は5団体あった。

【要望事項】

- ・金券類（郵券等）の適正な管理について

[選挙管理委員会事務局]

金券類（郵券等）を保有する任意団体に対し、管理状況について現地調査を行った結果、受払状況や現残数の状況などについて、担当職員による確認のみで、団体の事務局長等を含む複数職員による確認がされていないものが見受けられた。

金券類（郵券等）の紛失や不正使用等を防ぐため、複数職員での確認体制が取れるよう、受払簿等の様式変更を検討するなどの適正な管理に努められたい。

(4) 備品の管理

監査対象団体のうち備品を管理している団体は2団体であった。

【要望事項】

- ・備品の適正な管理について

[中島支所、地域消防推進課]

備品を保有する任意団体に対し、管理状況について現地調査を行った結果、備品の貸出について記録した貸出簿等の整備がなされていないものが1団体見受けられた。また、備品の一部については、利便性からその貸出事務を事務局所管課以外の課が行っていた。さらに、市有備品と団体備品とを重複して登録しているものも1団体見受けられた。

これらの団体については、備品の管理状況について再度確認を行い適正な管理に努められたい。

以上が、「市が関与する任意団体の事務管理について」の概要である。今後の事務の執行に際しては、下記の事項に留意されたい。

【指摘事項】

①補助金の交付要綱の整備について（15 ページ）

〔水資源対策課、まちづくり推進課、地域消防推進課〕

市長部局では、「補助金等適正化ガイドライン」により補助金の交付を適正化するため交付要綱等を整備するよう定められているが、市から任意団体へ補助金を交付する事務において、交付要綱等の整備がなされていない状況が3件見受けられた。

補助金等適正化ガイドラインに沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

②前金払の報告について（15 ページ）

〔中央市場課〕

市長部局では、「松山市財務会計規則」により負担金を前金払したときは、その用件終了後課長は処理し、又はてん末を明らかにして会計管理者に報告しなければならないと定められているが、任意団体の運営に係る負担金対象事業が終了したことを確認後に、会計管理者への報告がなされていない状況が1件見受けられた。

松山市財務会計規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

③公金等の適正管理の確認について（17 ページ）

〔東京事務所、市民防災安全課、道路河川整備課、市街地整備課、観光・国際交流課、中央市場課、（企）浄水管理センター、（議）総務課、選挙管理委員会事務局〕

「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。

市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。

【要望事項】

①審査体制における透明性の確保について（15 ページ）

〔水資源対策課、市民防災安全課、道路河川整備課、観光・国際交流課、文化財課、地域消防推進課、（議）総務課、選挙管理委員会事務局〕

市の補助金等の交付事務は、任意団体の事務を行う担当者とは別の職員が対応することで、適正に審査する必要があるが、市の補助金等の交付事務と任意団体の交付申請事務等を行う担当者が、同一の者である状況が多く見受けられた。

利益相反のおそれや事件事故の危険性等があることから、相互牽制機能を強化し、より透明性の高い審査体制が確保できるよう努められたい。

②任意団体の事務に従事する根拠と執行体制について (16 ページ)

[東京事務所、水資源対策課、市民防災安全課、文化・ことば課、道路河川整備課、観光・国際交流課、文化財課、地域消防推進課、(企)浄水管理センター、選挙管理委員会事務局]

市が関与する任意団体の事務について、職務命令に基づき従事している場合には、松山市事務分掌規則又は課の執行グループの担当事務を整理している執行体制表で任意団体名を明確に表記しているものがある一方、任意団体に関わる業務やその活動の表記に留まっているものもあった。また、執行体制表に記載されていない市職員が、団体の決裁過程に関わっている事例が多く見受けられた。

職務命令の指揮命令系統が明確となるよう任意団体の事務について、執行体制表の中で具体的に示すとともに、団体の事務に従事する市職員については、執行体制表で明確にするなど改善に努められたい。

③任意団体の役員等へ就任する場合の手続きについて (17 ページ)

[市民防災安全課、文化・ことば課、道路河川整備課、観光・国際交流課、文化財課、地域消防推進課、(企)浄水管理センター]

市が関与する任意団体の役員等へ市職員が就任する際、団体から市への就任依頼が書面で行われていないものや、団体内部の決定に留まり市として決定していないもののほか、団体からの就任依頼に市長名を誤って用いているものなど、不適切な事務手続きを行っている状況が見受けられた。

市職員の任意団体への関与について、混同しないよう明確にするためには、役員等に就任するにあたり、任意団体からの適正な就任依頼のほか、市として就任承諾等の必要な手続きを行うよう努められたい。

④適正な事務処理に必要な各種規程の整備等について (18 ページ)

[東京事務所、水資源対策課、市民防災安全課、文化・ことば課、中島支所、道路河川整備課、市街地整備課、観光・国際交流課、中央市場課、文化財課、地域消防推進課、(企)浄水管理センター、(議)総務課、選挙管理委員会事務局]

市が関与する任意団体の各事務処理状況を確認したところ、収入・支出事務や契約事務、履行確認などにおいて、改善が必要と認められる事項が見受けられた。

誤った事務処理が積み重なり、大きなミスや不祥事につながる危険性もあることから、団体の会計事務をはじめとする各事務処理については、その適正な事務の執行や透明性を確保するため、決裁権限や代決、文書、団体印の取扱い等を定めた事務処理規程、そして収入・支出の手続き等を定めた会計処理規程について、市に準じた取扱いを定めるなど団体別の規程を整備することを検討されたい。

また、各所管課等はさらにチェックを徹底するとともに、各部局等においても内部統制機能を十分発揮するよう努められたい。

⑤総会等の議事録の作成について (19 ページ)

[水資源対策課、文化財課、選挙管理委員会事務局]

市が関与する任意団体の総会や役員会において、議決事項を審議したことを証する議事録等の書類が作成・保管されていない団体があった。総会等は、任意団体の最高意思決定機関であり、必要があれば開示されることが求められるが、予算、決算、事業計画等の団体の運営にとって重要な事項の審議、承認の状況が客観的に分からないなど、透明性に欠ける状況が見受けられた。

団体の意思決定に係る事項について、その過程や透明性を確保するため、必要な情報が記録されるよう努められたい。

⑥金券類（郵券等）の適正な管理について （19 ページ）

〔選挙管理委員会事務局〕

金券類（郵券等）を保有する任意団体に対し、管理状況について現地調査を行った結果、受払状況や現残数の状況などについて、担当職員による確認のみで、団体の事務局長等を含む複数職員による確認がされていないものが見受けられた。

金券類（郵券等）の紛失や不正使用等を防ぐため、複数職員での確認体制が取れるよう、受払簿等の様式変更を検討するなどの適正な管理に努められたい。

⑦備品の適正な管理について （19 ページ）

〔中島支所、地域消防推進課〕

備品を保有する任意団体に対し、管理状況について現地調査を行った結果、備品の貸出について記録した貸出簿等の整備がなされていないものが 1 団体見受けられた。また、備品の一部については、利便性からその貸出事務を事務局所管課以外の課が行っていた。さらに、市有備品と団体備品とを重複して登録しているものも 1 団体見受けられた。

これらの団体については、備品の管理状況について再度確認を行い適正な管理に努められたい。

むすび

今回の行政監査のテーマは「市が関与する任意団体の事務管理について」である。

任意団体は市とは別の組織であり、本来、団体が担う業務について団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本である。しかしながら、市職員が役員や事務局職員として従事している場合、市民から見ると団体事業と市事業は区別しにくく、一体のものとして受け取られる懸念がある。また、任意団体の多くが市から補助金等の公費の支出を受けていることから、市と同様、事務処理の透明性を確保し、さらにその事務処理が適正であることについて一定の説明責任を果たす必要がある。

そこで今回、市費（負担金、補助金、委託料）が支出され、市に事務局を置き市職員が事務局職員を兼ね会計事務の執行等に関与している任意団体に対し監査を実施した。

団体への市費の支出や市職員の関与・指導、団体運営は概ね適正に行われていると認められるが、一部適正を欠く事例が見受けられた。

市費の支出事務について、「補助金等適正化ガイドライン」に基づく補助要綱を整備していないものや負担金を前金払で支出している事務のうち「松山市財務会計規則」に基づき団体の業務終了後に会計管理者への報告がなされていないものがあつた。

また、市職員の関与・指導について、「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」等に基づく公金等管理状況調査書を参考に、現地調査したところ、適正であると報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものがあつたほか、市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていないものがあつた。

本市では、任意団体の事務処理に関し統一的な取扱要領や処理基準等がほぼなく、団体を所管する部署の裁量に委ねられている。今回の行政監査によって、任意団体ごとの規程整備や運用に差異がある実態や、これら所管課等による指導監督、団体の事務処理に課題が認められたことなどを認識の上、事件事故の未然防止という観点から指導・事務処理の適正を確保するため、具体的な規定例のほか、実態を踏まえ統一的な基準となる市の方針を示すよう検討することを望むものである。

なお、今回監査の対象とならなかつた他の任意団体についても、適正かつ効率的な運営を確保されるよう所管課等は、市の関与状況やその事務処理等について改めて点検を行うことが必要であると考える。任意団体と連携しながら施策を効果的に推進するため適切な支援等を果たせるよう、指揮監督機能の強化を図られたい。

監査を実施した任意団体の概要

令和6年度担当部署	任意団体名	設立年月日	設立からの経過年数
総務部 東京事務所	松山愛郷会	平成2年	33年
総合政策部 水資源対策課	雨水楽舎	平成23年 5月1日	11年
防災危機管理部 市民防災安全課	松山市防災教育推進協議会	令和元年 5月31日	3年
坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課	松山市文化創造支援協議会	平成30年 4月18日	4年
市民部 中島支所	まつやま里島ツーリズム連絡協議会	平成23年 4月11日	11年
都市整備部 道路河川整備課	重信川・石手川治水同盟会	昭和22年 10月1日	75年
開発建築部 市街地整備課	松山市公園管理協力連絡協議会	昭和44年 12月1日	53年
産業経済部 観光・国際交流課	観光交流事業本家野球拳大会実行委員会	平成21年 5月7日	13年
農林水産部 中央市場課	松山市中央市場運営協議会	昭和49年 11月15日	48年
教育委員会事務局 文化財課	全国史跡整備市町村協議会愛媛県支部	平成9年 6月27日	25年
消防局 地域消防推進課	松山市女性防火クラブ連合会	昭和55年 10月31日	42年
公営企業局上下水道部 浄水管理センター	石手川ダム水質保全協議会	昭和49年 2月27日	49年
議会事務局 総務課	愛媛県市議会議長会	昭和22年 12月12日	75年
選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会事務局	愛媛県都市明るい選挙推進協議会連合会	昭和37年 11月13日	60年

注) 設立からの経過年数・団体構成員数・役員数・事務局職員数は、令和5年4月1日現在の数値である。

(単位：人・円)

団体 構成員 数	役員数		事務局職員数		令和5年度収入			令和5年度 支出
		うち市 職員数		うち市 職員数		科目	うち市支出金	
859	18	1	3	3	5,623,276	負担金	2,800,000	3,490,964
3	3	0	4	4	69,960	補助金	69,960	69,960
13	4	1	5	5	15,074,613	負担金	15,000,000	15,001,327
5	3	1	5	5	12,085,969	負担金	12,085,621	12,085,969
39	4	1	4	4	8,415,913	補助金	8,000,000	8,067,262
10	9	2	4	4	2,965,502	負担金	726,000	722,575
346	27	0	4	4	27,217,183	委託料	23,697,200	25,082,058
6	3	1	4	4	800,003	負担金	800,000	678,748
66	26	0	12	12	3,251,670	負担金	840,000	2,556,179
18	9	1	1	1	1,499,503	負担金	10,000	174,318
74,621	45	1	4	4	2,706,836	補助金	1,750,000	2,626,061
45	12	4	2	2	3,874,931	補助金	2,685,500	2,304,732
22	5	0	2	2	3,102,274	負担金	257,600	1,156,348
11	5	0	10	10	2,869,534	負担金	239,300	1,404,052